平成２２年（フ）第３２５２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵324番地１ツインパル阿恵Ⅰ202号
債務者　小野　一幸
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７０号
福岡市博多区諸岡３丁目29番12―203号レオパレス21諸岡Ⅱ
債務者　古後　英明
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２８９号
福岡県朝倉郡筑前町東小田3432番地１若葉荘南棟７号
債務者　平石　義文
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２９３号
福岡市東区三苫５丁目３番１―503号
債務者　永岡　宗樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３０６号
福岡市東区八田３丁目21番15号
債務者　竹原　　実
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１０号
福岡市東区千早２丁目13番７―201号
債務者　塩田　明美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１１号
福岡市中央区小笹１丁目11番33号
債務者　大崎かおり
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１６号
福岡市南区長住３丁目７番１―225号
債務者　永田　和美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２４号
福岡県太宰府市朱雀３丁目９番37号コーポラス朱雀108号
債務者　佐野　利美
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中141番地１
債務者　岡田　　修
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３２９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中141番地１
債務者　岡田恵美佳（旧姓山嵜）
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３７号
福岡市博多区千代３丁目51番２―804号
債務者　池富　正夫
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３３９号
福岡市東区御島崎２丁目12番３号
債務者　道下　奈美
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３４０号
福岡市博多区美野島２丁目５番17号
債務者　日高　重美
1　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５２号
福岡県古賀市青柳町139番地28
債務者　大江百合子
1　決定年月日時　平成23年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３５６号
福岡市南区曰佐５丁目９番21号
債務者　三砂　武功
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７３号
福岡市東区青葉１丁目６番10号
債務者　國崎　正行
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７６号
福岡市東区松香台２丁目１番３―311号
債務者　金井田敬三
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部